

高松市私道整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私道を改修しようとする者に対して予算の範囲内で高松市私道整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内の私道を利用する者の生活環境の改善及び利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路及び他の法令により国、地方公共団体等が維持・管理を行う一般交通の用に供されている道路をいう。
- (2) 私道 国又は地方公共団体以外の者が敷地を所有し、維持・管理を行っている公道以外の道路であって、一般交通の用に供されているものをいう。
- (3) 私道整備事業 補助金の交付を受けて私道の舗装及び道路排水構造物を改修する事業をいう。
- (4) 自治会 地区（校区）連合自治会に加入している単位自治会をいう。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる私道整備事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次の要件に該当する私道に係るものであること。
 - ア 舗装され、かつ、公道と接続していること又は舗装された一般交通の用に供する別の私道を介して公道と接続していること。
 - イ 敷地が隣接する土地と分筆登記されており、かつ、当該土地との境界が明確であること。
 - ウ 幅員がおおむね3メートル以上であること。
 - エ 利用戸数が2戸以上（空き家は含まない。）であること。
 - オ 舗装ひび割れ率がおおむね40パーセント以上であること。
 - カ 敷地所有者と隣接する宅地所有者が同一でないこと。
 - キ 主たる利用目的が、共同住宅、営利目的の集合住宅、事務所、倉庫及び店舗への進入路ではないこと。
 - ク 私道整備事業に支障となるおそれがある地下埋設物及び占有物件がな

いこと。

ケ 今後2年間、掘削を伴う地下埋設工事を施工する予定がないこと。

(2) 原則として私道を区域に含む自治会の代表者、私道の所有者、私道に隣接する土地・家屋の所有者、居住者等、関係者全員の同意が得られているものであること。

(3) 工事を施工する者が、最新の高松市の建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている市内企業（「ほ装工事」の業種登録がある者に限る。）であって、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中ではなく、過去5年以内にしゅん工した市道のアスファルト舗装工事の施工実績を有しているものであること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 私道の舗装の改修に要する経費

(2) 私道の道路排水構造物の改修に要する経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条の補助金の交付対象となる経費に10分の6（当該私道の両端が公道に接続するなど、通り抜けができる場合にあっては、10分の8）を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（同一の整備事業について2者以上ある場合は、その代表者とする。以下「申請者」という。）は、高松市私道整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 私道に係る不動産登記法第14条地図

(2) 私道に係る登記簿謄本の登記事項証明書

(3) 商業登記簿謄本（所有者が法人の場合）

(4) 私道隣接地の登記事項要約書

(5) 設計図書

(6) 工事費見積書（行き止まり・通り抜け別）

(7) 現況写真

(8) 私道整備事業実施同意書

(9) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、次の各号のいずれかに掲げるものでなければならない。

- (1) 私道をその区域に含む自治会
- (2) 私道の所有者（営利法人を除く。）
- (3) 前2号に掲げる者、私道に隣接する土地・家屋の所有者、居住者等、
複数の関係者により構成される団体
(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、高松市私道整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（私道整備事業の変更等）

第8条 申請者は、第6条に規定する書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、高松市私道整備事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、高松市私道整備事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、私道整備事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、高松市私道整備事業中止（廃止）申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（着手届及び完了届）

第9条 申請者は、私道整備事業に着手したとき、及び私道整備事業が完了したときは、直ちに高松市私道整備事業着手（完了）届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 申請者は、私道整備事業を完了したときは、その日から起算して20日以内に高松市私道整備事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施設計図書
- (2) 工事契約書の写し
- (3) 工事代金の支払が確認できる書面（領収書の写し等）
- (4) 工事完成写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付指令等)

- 第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の額を確定し、高松市私道整備事業補助金交付
指令書（様式第8号）により申請者に通知し、交付するものとする。
- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算交
付することができる。
- 3 補助金の概算交付を受けようとする者は、高松市私道整備補助金概算交付
申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認
めたときは、高松市私道整備事業補助金概算交付指令書（様式第10号）に
より申請者に通知するものとする。
- 5 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に
提出しなければならない。
- 6 申請者は、第2項の規定により補助金の概算交付を受けたときは、前条に
規定する書類を提出した日から5日以内（その期間の末日が民法（明治29
年法律第89号）第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当
たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とする。）に精算しなけれ
ばならない。

(補助金の返還)

- 第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の
交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、
その取り消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を
定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

- 第13条 申請者は、当該私道整備事業に係る書類等を整理し、これを5年間
保存しなければならない。
- 2 申請者は、積極的に当該私道の維持・管理に努めなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。